

## 令和5年度 瑞浪市地域包括支援センター 事業計画(案)

## 1. 基本情報

センター名	瑞浪南部地域包括支援センター			
担当生活圏域	瑞浪地区、稲津地区、陶地区			
圏域の状況 (令和4年10月1日現在)		総人口	高齢者数	高齢化率
	市全体	36,256	11,536	31.82%
	南部圏域	21,316	6,388	29.97%
	北部圏域	14,940	5,148	34.46%
運営法人名称	社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会			

職員(令和5年4月1日見込み)	
職種	人数
主任介護支援専門員	1人
社会福祉士	2人
保健師	1人
その他(看護師、介護支援専門員)	2人

## 2. 地域包括支援センターの方針(圏域の特色や課題分析を踏まえて)

市内では、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している中、認知症に関する相談や8050世帯など複数の問題を内包するケースの相談などが増えている。また、コロナ感染状況が継続している中で、在宅での看取りに関する相談も増えている。地域での様々な相談に対応していくため、職員の資質向上に努め、相談窓口としてのセンターを市民に周知することに努めるとともに、様々な相談に対応できるようにするため、地域の関係機関との連携をより一層強化し、高齢者が安心して暮らすことが出来る地域づくりを目指す。

### 3. 運営体制

項目	取組内容
公正・中立の確保	地域包括支援センター職員は、相談対応においては客観的な情報提供を行う。また介護予防ケアマネジメントを外部委託する場合は、事業所に偏りがないようにする。地域包括支援センターの運営実施状況については、市や運営協議会、運営母体である社会福祉協議会の理事会、評議員会に報告し評価を受ける。
個人情報保護体制	地域包括支援センターが持つ個人情報は、個人情報保護に関する法律、瑞浪市個人情報保護条例、法人運営規定を順守して、厳重に取り扱う。
苦情対応	法人内の苦情解決規定に基づき、管理者を苦情解決責任者として配置し、誠実かつ速やかに対応する。
時間外・休日・緊急時体制	地域包括支援センターへの電話を携帯電話に転送することで、24時間 365日連絡可能な体制を確保する。緊急時の対応は、状況により市や運営母体の事務局と協力して対応する。
利用者への配慮	地域包括支援センター職員は、接遇に留意して相談等対応を行い、来所相談者に対しては個室での対応を行う。

### 4. 地域包括支援センター独自の重点取り組み事項(自由記載)

- 1 認知症になっても、住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、認知症を理解して温かく見守る仲間を増やして、地域全体で支え合う仕組みづくりをめざす。
- 2 コロナ感染拡大状況が継続し、また様々な自然災害が多発する中でも、地域包括支援センター業務が滞ることなく継続できるよう体制を整える。

## 5. 事業別の具体的な取り組み事項

### I 地域包括支援センターの機能強化(包括的支援事業)

#### (1)総合相談支援事業

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)
①総合相談、実態把握	地域包括支援センター職員は様々な相談に対応できるよう、情報共有しながら日々の相談対応を行い経験を積んでいる。	地域包括支援センター職員は相談対応力、資質の向上に努めるとともに、三職種がチームで対応し、市や関係機関と連携を取り、相談しやすい地域包括支援センターを目指す。	各種研修に積極的に参加し、市や関係機関と連携を取りながら長期化、複雑化する相談に対応する。
②地域におけるネットワークの構築	コロナ禍でもなるべく地域へ出向き、地域とつながりをつくっている。地域ケア会議を開催し、地域支援を行った。	関係機関との連携体制ができ、高齢者の相談が地域包括支援センターへつながりやすくなる。	改選後の民生委員、福祉委員等へ広報を行い、つながりやすくするために定例会に参加する。1～2回/年 必要時には地域ケア会議を開催し、地域づくりに結びつける。
③家族介護者への相談体制の充実・情報提供など	介護サービス利用ガイド等を利用し情報提供をするとともに、新しい情報を取り入れるため、ケアマネジャーとの連携を行った。認知症カフェに出向き、情報収集に努めた。介護者に認知症カフェの情報を提供し、相談対応をした。	適切に相談対応できるようにするため、情報収集に努め、適切な情報提供ができる。	介護サービス利用ガイド、保健福祉サービス利用ガイドなどを活用し、施設や介護事業所の情報提供をする。 認知症や介護、医療等に関する新しい情報を収集し、提供できるようにする。

(2)権利擁護業務

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)
①成年後見制度の活用促進	成年後見制度につなぐ必要がある対象者に対して、東濃権利擁護センターとの連携、権利擁護出張相談の紹介などを行い、必要時は市と連携して対応している。	成年後見制度の理解や利用について、幅広く周知される。制度につなぐことが必要な方があれば、東濃権利擁護センター等と連携しながら、迅速に支援する。	パンフレットや地域包括支援センターの掲示板などを活用しながら、制度の周知を図る。研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。
②高齢者虐待の防止及び対応	権利侵害や虐待が疑われる情報提供があったときは市と情報共有して、関係者に対応している。早めに情報提供されるように市民や関係機関に広報が必要である。	虐待防止や通報義務が地域や関係者に周知される。職員の資質が向上し、虐待を把握した際は、市と連携しながら、適切に対応できる。	虐待対応研修を受講し、職員の資質向上を図る。市民への広報を行うことで介護、医療関係者、市民から早めに情報提供され、連携して対応できるようにする。
③困難事例への対応	複合的な課題を抱える事例に対し、関係機関と連携しながら対応している。今後も相談しやすい地域包括支援センターの体制づくりを継続する。	関係機関と連携し適切な対応が出来る。	地域ケア会議を活用 3回/年 事例検討 適宜
④消費者被害への対応	消費者被害の相談はなし。社協に『老人ホームの権利が当たったと連絡があったが、本当か』と問い合わせがあった為、市役所に報告した。注意喚起のチラシを民生委員定例会と介護予防教室で配付した。	消費者被害を予防する意識が市民に周知される。	市民向けに消費者被害予防に関する相談窓口を記載したチラシを配布する。(3回/年)

(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(介護支援専門員に対する支援)

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)
①日常的個別指導・相談	ケアマネジャーの資質向上につながる研修会を実施している。ケアマネジャーの連絡会を通じて、連携体制づくりを行っている。	市内の主任ケアマネジャーの連絡会等を通じて、事業所を越えた相談しやすい仕組みができる。	ケアマネが相談したい時に対応できる仕組みを主任ケアマネ連絡会を通じてつくる。
②支援困難事例等への指導・助言	ケアマネジャーが抱える支援困難ケースに対して、同行訪問、地域ケア会議の開催などを行っている。	困難事例に対して適切に対応ができ、ケアマネジャーが相談しやすい地域包括支援センターを目指す。	関係機関との連携を強化できるよう、地域ケア会議を開催する。3回/年 主任ケアマネ連絡会等にて事例検討を行い、様々な事例の対応を学び合い、蓄積する。適宜
③地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用	土岐・瑞浪ケアマネ連絡協議会、瑞浪主任ケアマネ連絡会に事務局の支援に関わり、資質の向上、地域の連携体制づくりを行っている。	ケアマネジャーの横の繋がりを継続しながら、資質向上を目指す。	土岐・瑞浪ケアマネ連絡協議会研修 4回/年 瑞浪主任ケアマネ連絡会 1回/月

(4)介護予防ケアマネジメントの実施

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)
指定介護予防支援事業および第1号介護支援事業	ケアプラン作成数は、昨年度より増加し、毎月約170件作成した。うち半数を外部事業所に委託している。プラン委託時は、契約に同行し、本人面談で心身等の状況を確認し、提出書類を確認して適正な介護給付に取り組んでいる。	目標及び本人の意向が明確で、自立支援に基づいたケアプラン作成を目指す。	適正化の観点から、委託先事業所からの提出書類を確認し、管理する。

(5)地域ケア会議<sup>※</sup>の充実 ※地域ケア会議:地域ケア個別会議、地域ケア推進会議(市レベル・圏域レベル)の総称

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)
地域ケア個別会議の実施、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築など	重度化防止の地域ケア個別会議に参加している。担当地区内の支援困難ケースに対する地域ケア会議を、適宜行っている。	地域の高齢者等を支える関係機関と連携し、様々な問題を抱えるケースに適切な支援ができる。	地域ケア個別会議で上がった課題をまとめ、対策を検討する。

II 地域での助け合い・支え合いの推進(生活支援体制整備事業)

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)
第2層協議体の設置・取り組み	生活支援コーディネーター会議に参加し、情報交換や勉強会開催に向け話し合いを行った。地域の支え合い活動につなげていく必要がある。	地域での助け合い活動について地域住民が主体的に考える場や取組みに協力する。	勉強会から第2層協議体のきっかけとなる地域住民の意見交換の場づくりや助け合い活動の取組みをバックアップする。

III 認知症施策の充実

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)
認知症地域支援推進員の取り組み	認知症地域推進員会議に参加し情報交換を行った。認知症サポーター養成講座の実施、認知症カフェの企画・参加、オレンジの絆活動を通して、認知症支援に携わっている。	認知症にやさしいまちづくりを目指し、地域でのサポーター養成講座を継続する。	認知症サポーター養成講座 5回/年 オレンジカフェ開催 1回/年

#### IV 介護予防の支援と推進

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)
①介護予防教室、介護予防出前講座、健康相談等	市や北部地域包括支援センターと話し合い、コロナ感染予防対策を施して計画に沿って実施した。	要介護者の減少及び要介護状態にならないためフレイル予防の普及と啓発を行い健康寿命の延伸を目指す。	介護予防教室 56回/年 (新規利用者・男性利用者対象の教室を含む) 健康講話 15回/年 健康相談(寿楽荘)
②介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握の推進	健康講話や介護予防教室の場で、気になる様子がある方は、様子の変化に留意し、必要であれば個別アプローチする視点で関わっている。	地域のサロン会、自主活動の場を把握し、健康講話や介護予防教室など地域の高齢者と関わる機会を作り、虚弱者やハイリスク者に早期に関われるようにする。	上記の機会に、参加者の心身状況を確認する。
③保健事業と介護予防の一体的実施事業	市の保健師と共に計画をして、介護予防教室や健康講話に取り入れ実施できた。	圏域内の高齢者の医療・介護データ分析内容から効果的な予防教室を企画し健康寿命の延伸に繋げる。	介護予防教室や健康講話において、市の保健師と協力して取り組んでいく。